



発行 東京都

目次

35

規則（教）

○東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則……………一

○東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則……………二

訓令（教）

○東京都立学校の経営企画室に関する規程の一部改正……………二

規則（公）

○警視庁警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則……………三

○東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則……………三

規程（下水）

○公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程……………三

規則（教）

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十二号

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則

東京都学校経営支援センター処務規則（平成十八年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「係に係長を」を削り、同条第四項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、同条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

第六条第四項を次のように改める。

4 課長代理は、課長の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに課長を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって課長に報告するものとする。

第六条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

第八条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「所屬」を「課長が指揮監督する」に、「及び職務に専念する義務の免除に關すること」を「職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に關すること（課長代理の権限に屬するものを除く。）」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 課長代理の出張、研修命令、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に關すること。

第八条の次に次の一条を加える。

（課長代理の決定対象事案）

第八条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超過勤休時間を除く。）及び事故欠勤に關すること。

二 報告、答申、進達及び副申に關すること（簡易なものに限る。）。)

三 通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に關すること（簡易なものに限る。）。)

四 諸証明に關すること（簡易なものに限る。）。)

五 文書の受理に關すること（簡易なものに限る。）。)

第十三条第五項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、同条中第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とする。

第十四条第四項を次のように改める。

4 課長代理は、課長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指

揮監督するとともに課長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって課長に報告するものとする。

第十三条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

第十六条の次に次の一条を加える。

(室における課長代理の決定対象事案)

第十六条の二 第八条の二の規定は、室における課長代理の決定対象事案について準用する。

別表第一東京都中部学校経営支援センターの項中

同 第四商業高等学校

同 三鷹高等学校

同 第四商業高等学校

同表東京都西部学校経営支援センターの項中

同 松が谷高等学校

同 南多摩高等学校

同 松が谷高等学校

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十三号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中

同 松が谷高等学校
同 南多摩高等学校

全日制
全日制

普通科
普通科
(外国語コース)

を

同 松が谷高等学校

全日制

普通科
(外国語コース)

に、

同 武蔵野北高等学校
同 三鷹高等学校

全日制
全日制

普通科
普通科

を

同 武蔵野北高等学校

全日制

普通科

に

改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第二十五号

東京都立学校の経営企画室に関する規程（昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

東京都教育委員会

別表四の項を次のように改める。
四 特別支援学校

名	称
東京都立光明特別支援学校	

都 立 高 等 学 校
都 立 中 等 教 育 学 校
都 立 特 別 支 援 学 校
都 立 中 学 校

東京都立八王子特別支援学校
 東京都立江東特別支援学校
 東京都立町田の丘学園
 東京都立府中けやきの森学園
 東京都立鹿本学園
 東京都立水元小合学園

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

規 則 (公)

警視庁警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 3月31日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

●東京都公安委員会規則第4号

警視庁警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則

警視庁警察職員の定員に関する規則 (昭和38年8月1日東京都公安委員会規則第5号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表(1)の項中「43,272人」を「43,343人」に、「1,082人」を「1,084人」に、「2,466人」を「2,470人」に、「12,804人」を「12,825人」に、「13,246人」を「13,268人」に、「13,674人」を「13,696人」に改め、同表(2)の項中「2,841人」を「2,907人」に改め、同表合計の項中「46,113人」を「46,250人」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 3月31日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

●東京都公安委員会規則第5号

東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

東京都暴力団排除条例施行規則 (平成23年7月15日東京都公安委員会規則第7号) の一部を次のように改正する。

第3条中「第22条第1項第9号」を「第22条第1項第10号」に改める。

附 則

この規則は、東京都暴力団排除条例の一部を改正する条例 (平成27年東京都条例第76号) の施行の日から施行する。

規 程 (下水)

●東京都下水道局管理規程第三十四号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

東京都下水道局長 松 田 芳 和

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程
 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程 (昭和四十八年東京都下水道局管理規程第十二号) の一部を次のように改正する。

第六条中「一・〇パーセント」を「〇・七パーセント」に改める。

附 則

1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程第六条の規定により貸付けの利率を決定した移転資金に係る利率については、なお従前の例による。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002

